

鳥取市環境保全型農業直接支払交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市環境保全型農業直接支払交付金（以下「本交付金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本交付金は、環境保全に効果の高い営農活動が地域でまとまりをもって取り組まれるよう、農業生産全体のあり方を環境保全を重視したものに転換していくことを目的として交付する。

(交付対象事業)

第3条 本交付金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、環境保全型農業直接支払交付金交付等要綱（令和4年4月1日付3農産第3817号農林水産事務次官依命通知）及び環境保全型農業直接支払交付金実施要領（平成23年4月1日付け22生産第10954号農林水産省生産局長通知）並びに鳥取県環境保全型農業直接支払交付金交付要綱（平成23年4月27日付第201100010050号鳥取県農林水産部長通知）に基づいて行う別表第1欄に掲げる事業とする。

(交付対象者)

第4条 本交付金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、交付対象事業を行う別表第2欄に掲げる者とする。

(交付金の額の算定)

第5条 本交付金は、別表第3欄に掲げる農業生産活動の区分に応じ、それぞれ同表第4欄に掲げる交付単価に当該対象農用地の面積を乗じて得た額に同表第5欄の交付率を乗じて得た額の合計額以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第6条 本交付金は、規則第11条の2第1項の規定により交付の申請及び請求に関する手続を併合して行うこととする。

2 本交付金の交付を受けようとする者は、市長が別に定める日までに様式第1号及び様式第2号を市長に提出しなければならない。この場合において、本交付金の請求は、本交付金の交付の決定がされた場合に、当該交付の決定の日になされたものとみなす。

3 市長は、同条第2項の規定による申請を受けたときは、第5条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本交付金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(着手届を要しない場合)

第7条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規定する場合以外のすべてに係る場合とする。

(実績報告)

第8条 本交付金の交付に係る事業は、規則第12条ただし書に規定する市長が指定する補助事業等とし、同条に規定する実績報告書の提出は要しないものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか本交付金について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年11月1日から施行し、平成23年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行し、平成24年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年7月10日から施行し、平成25年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年12月1日から施行し、平成27年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年7月18日から施行し、平成29年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年7月10日から施行し、平成30年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年2月26日から施行し、令和2年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年11月29日から施行し、令和4年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年6月18日から施行し、令和7年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年6月9日から施行し、令和8年度の事業から適用する。

別表（第3条、第4条、第5条関係）

（単位：円／10アール）

1 交付対象事業	2 交付対象者	3 農業生産活動	4 交付単価	5 交付率
環境保全型農業 直接支払交付金	農業者団体等	（1）化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する活動と緑肥の施用を組み合わせた取組	5,000	10割
		（2）化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する活動と炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用を組み合わせた取組	3,600	
		（3）有機農業（化学肥料及び農薬を使用しない農業）の取組（そば、あわ、ひえ、きび、飼料作物以外）	14,000 （このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合（注）に限り、2,000円を加算）	
		（4）有機農業（化学肥料及び農薬を使用しない農業）の取組（そば、あわ、ひえ、きび、飼料作物）	3,000	
		（5）化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する活動と総合防除を組み合わせた取組（そば、あわ、ひえ、きび、飼料作物以外）	4,000	
		（6）化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する活動と総合防除を組み合わせた取組（そば、あわ、ひえ、きび、飼料作物）	2,000	
		（7）化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する活動と炭の投入を組み合わせた取組	5,000	
		（8）有機農業の取組の拡大に向けた活動	4,000	

（注）土壌診断を実施するとともに、炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用、緑肥の施用又は炭の投入のいずれか1つ以上を実施する場合。

備考 本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みのため、申請額の全国合計が国予算額を上回った場合、交付額が減額されることがある。

令和 年 月 日

鳥取市長 様

申請（請求）者 住所

氏名 ⑩
(自署の場合は押印不要)

鳥取市環境保全型農業直接支払交付金交付申請書兼請求書

年度において、下記のとおり鳥取市環境保全型農業直接支払交付金の交付を受けたいので、鳥取市補助金等交付規則第 4 条の規定により申請します。なお、交付決定後は、交付決定の額を請求します。

記

- 1 補助事業等の名称 鳥取市環境保全型農業直接支払交付金
- 2 補助事業等の実施場所
- 3 補助事業等の実施期間 年 月 日 から 年 月 日 まで
- 4 交付金交付申請額 金 円
- 5 振込先

交付決定された場合は、次の振込先口座へ振り込んでください。

フリガナ									
口座名義人									
金融機関名	銀行・金庫 支店・出張所 組合・農協								
預金種別	普通・当座	口座番号							

- 6 添付書類
 - (1) 様式第 2 号
 - (2) その他

市役所記入欄	交付決定年月日 (請求年月日)	年 月 日	交付決定額	円
--------	--------------------	-------	-------	---

年度鳥取市環境保全型農業直接支払交付金 事業報告及び収支決算書

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容
- 3 事業完了年月日
- 4 収支決算

(1) 収入の部 (単位: 円)

項 目	本年度決算額	摘 要
市 交 付 金		
計		

(2) 支出の部 (単位: 円)

項 目	本年度決算額	摘 要
環境保全型農業直接支払交付金		地球温暖化防止や生物多様性保全に資する活動に要する経費
計		

- 5 添付書類
- 環境保全型農業直接支払交付金の交付申請をするときは、環境保全型農業直接支払交付金実施要領（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 生産第 10954 号農林水産省生産局長通知）第 8 の 4 の（1）のアに定められた様式第 7 号の写しとする。

仕入控除税額確定報告書

年 月 日

鳥取市長 様

住 所
氏 名

年 月 日付け 第〇〇号により交付決定通知があった鳥取市環境保全型農業直接支払交付金交付要綱第 6 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 鳥取市補助金等交付規則第 1 2 条の 2 に基づく確定額
(年 月 日付け第 号による額の確定通知額)

金 円
- 2 実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定交付控除税額）

金 円
- 3 消費税及び地方消費税額の申告により確定した仕入控除税額

金 円
- 4 要補助金返還相当額（3－2）

金 円

※参考となる資料を添付すること。